

福岡県教育委員会特定事業主行動計画

令和3年4月

福岡県教育委員会

はじめに ～ 福岡教育委員会県特定事業主行動計画の策定に当たって

本県教育委員会では、次代を担う子供たちを健やかに生み育てる環境の形成に社会全体で取り組んでいくことを目的として制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき、平成17年3月に「福岡県教育委員会特定事業主行動計画」第1期計画、平成22年4月に第2期計画、平成27年4月に第3期計画を策定し、職場全体で子育てに関する認識を高め、支え合い安心して子育てができる職場づくりを進めてきました。

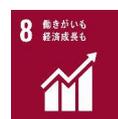
また、平成27年9月には、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする全ての女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会づくりを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）が公布されたことから、これまで取り組んできた次世代育成支援に加え、女性職員の活躍推進にも全庁的に取り組むことを目標として、改めて「福岡県教育委員会特定事業主行動計画（第3期計画）」を平成28年3月に策定しました。

前計画の取組により、各役職段階に占める女性職員登用については、「課長補佐相当職」、「ライン係長相当職」及び「教頭以上の管理職（教育職）」の登用率は目標値を超えましたが、「課長相当職以上」の登用率はわずかに目標値を下回りました。また、父親の出産・育児に係る休暇等の取得についても目標値には到達しておらず、職員の意識改革や働き方改革については、今後も引き続き、取り組んでいく必要があります。

このため、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする「福岡県教育委員会特定事業主行動計画」を新たに策定し、これまでの取組を継続しつつ、新たな取組を実行することで、性別に関係なく全ての職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、それぞれの能力を十分に発揮できる働きやすい職場の実現を目指します。そして、特定事業主として、市町村教育委員会の模範となり、県内のあらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現にも貢献していきます。

本県教育委員会では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本計画に基づく取組は、SDGsの「目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、「目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」の実現に資するものです。



目 次

1	計画期間	1
2	対象職員	1
3	基本的な考え方	2
4	前計画の評価	3
5	取り組むべき課題	1 1
6	計画目標	1 2
7	具体的な取組内容	1 2
	(1) 女性職員の活躍推進	1 2
	① 女性職員の積極的な登用	1 2
	② 優秀な女性人材の確保及び人材育成	1 2
	③ 人事管理面での配慮	1 3
	(2) 職員一人ひとりの意識改革	1 3
	① 管理職のマネジメント能力の向上	1 3
	② 職員の意識改革	1 4
	(3) 男女がともに働きやすい職場づくり	1 4
	① ワーク・ライフ・バランスの推進	1 4
	② 仕事と子育ての両立ができる職場環境づくり	1 5
	③ 男性職員の仕事と子育ての両立支援	1 6
	④ あらゆるハラスメントの防止	1 7
	⑤ 会計年度任用職員等の任用・勤務条件等の確保	1 7
8	推進体制	1 7
9	その他	1 7
	【資料1】福岡県特定事業主行動計画工程表	1 8
	【資料2】福岡県における女性活躍推進の現状について	1 9
	【資料3】職員アンケート調査の結果	2 8